

廃指第215-2号

令和6年9月18日

関係団体各位

鹿児島市廃棄物指導課長

(公印省略)

低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物及び使用製品の適正処理講習会の開催について
(通知)

日頃より、本市の廃棄物行政の推進にご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物の保管事業者及びPCB使用製品の所有事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「PCB特措法」という。）第14条の規定に基づき、定められた期限までに適正に処分を行うことが事業者の責務として定められています（処分期間：令和9年3月末）。

つきましては、本市におけるPCB廃棄物保管事業者向けの講習会を下記のとおり開催いたします。各関係団体におかれましては、ご多忙の折り、誠に恐縮には存しますが、貴会員の皆様方へ周知いただき、本講習会の参加を希望される方がいらっしゃいましたらメールにて令和6年10月18日（金）までに事業者名、お名前をご連絡くださいますようお願いいたします。

また、低濃度PCB廃棄物及び使用製品は、PCB特措法第15条の規定に基づき、保管及び処分の状況について届出を行うことが義務付けられていることにご留意ください。（詳細は本市ホームページを参照）

記

1 対象者

PCB廃棄物保管事業者及び関係団体

2 開催日時

令和6年10月31日（木） 14時から15時30分（受付は13時半より開始します）

3 開催場所

鹿児島市中央公民館

4 内容

低濃度PCB廃棄物の調査及び適正処理について

5 講師

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

6 参加費

無料

<問合せ先>

鹿児島市廃棄物指導課 菖蒲

電話（直通）216-1289

メール haikibutsu@city.kagoshima.lg.jp